

○専任を要する主任技術者及び現場代理人の兼務実施要領

みやま市における専任を要する主任技術者及び現場代理人の兼務の実施については、この要領に定めるところにより実施する。

1 主任技術者又は監理技術者の兼務条件及び専任を要しない条件及び期間について

(1) 兼務の条件

- ア 工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、且つ相互の工事が、みやま市内で施工される工事。
- イ みやま市が発注した工事又は、県・他市町村発注工事にあつては、各発注者が認めるものであること。
- ウ 兼務にかかる件数は2件まで。

(2) 専任を要しない期間

- ア 請負契約の締結後、現場施工に着工するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間、等
- イ 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等
- ウ 工事製作のみが行われている期間
(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工事製作を含む工事の場合
- エ 工事終了後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間
- オ 発注者と受注者との間で、(ア)～(エ)の事項に掲げる期間が、仕様書もしくは打ち合わせ記録簿等の書面により明確となっている場合に限る。

2 現場代理人の常駐義務緩和の条件について

- (1) 工事現場がみやま市内であり、兼務しても安全管理、工程管理等の現場運営、取締及び権限の行使に支障がないと認められる工事
- (2) 監督職員との連絡体制が確実に確保されると発注者が認めた場合。
- (3) 現場代理人の常駐義務緩和により、監理技術者等の専任義務が緩和されるものではない。
- (4) 兼務にかかる件数は2件まで。

3 兼務を希望する場合の申請方法

受注者は、「専任を要する主任技術者及び現場代理人の兼務申請書」(別記様式。以下「申請書」という。)を作成し、契約検査課に提出すること。

4 「申請書」の取扱い及び約款規定上の効力について

- (1) 「申請書」は契約書に綴じこむこと。
- (2) 上記処理をもって、建設業法施行令 26 条、27 条及び約款上の専任・常駐義務等を緩和する。
- (3) 発注者が不相当と認めた場合には、兼務の許可を取り消し、代替の技術者がいない場合は、契約を解除する。

○附則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

別記様式